

# 令和4年第3回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和4年3月25日 午後2時05分から午後4時08分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	福島 茂雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 7名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	欠	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀	主任	紫藤 花織

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第3回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 黒川 英巳      委員 新井 雅之

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請1番から3番について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、紺屋の門田、ほか2筆です。地目は田で、地積は計4,490㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は、小沼の東谷町です。地目は田で、地積は500㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3番案件の所在地は、厚川の川向西です。地目は畑で、地積は219㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、売買による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の所有する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原(昇)委員 2番 三芳野地区 高橋委員

3番 大家地区 澤田委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の譲受人は米と麦を作る農家です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、高齢のため耕作はしていません。譲受人が営農する農地は適正に管理されていることから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 申請内容は事務局の説明のとおりです。申請地を見に行ったところ、水路に雑草が少し残っていましたが、譲受人が管理するそうです。譲受人の耕作する農地は適正に管理されていることから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 申請内容は事務局の説明のとおりです。申請地を見に行ったところ、農地の端側に石の混入があったので確認したところ、譲受人が管理するとのことでした。申請地は譲受人の自宅の隣地にあるため、野菜を作り、農地管理を適正にしたいと話していました。譲受人が営農する農地は適正に管理されていることから、小委員会では当該申請については問題ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第9号については許可と決定します。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は、中小坂の大穴です。地目は畑で、地積は230㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は賃借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については、砂利敷による浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は中小坂の前窪です。地目は畑で、地積は499㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は、中小坂の原、ほか1筆です。地目は畑で、地積は計296㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は小沼の熊野です。地目は畑で、地積は48㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は住宅敷地の敷地拡張で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外である、既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、雨水浸透式のアスファルト舗装となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
1番～3番 三芳野地区 中里委員 4番 三芳野地区 高橋委員  
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は高齢であり、農地の管理のみ行っている状態でした。申請地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 2番案件の譲渡人は市外在住で、高齢のため、土地を手放すことにしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の農地は休耕地であり、耕作している人はいませんでした。住宅を建てたいと希望があり、申請地周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件の隣地の土地と家屋には、以前譲渡人の家族が住んでいましたが、亡くなったことにより、現在は譲受人が購入し住んでいます。譲受人は建築関係の仕事をしていますが、自宅敷地への進入時に道路幅が狭く、貨物車の出入りの際に申請地に侵入してしまう状況でしたので、敷地拡張のため本申請にいたしました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 1 番から 4 番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

委 員 3 番案件について、生活排水は側溝放流となっておりますが、スクリーンの写真では側溝がないように見受けられますが、どうなっていますか。

事務局 訂正いたします。既設の排水管への放流となっております。

議 長 続けます。つぎは、5 番から 8 番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 **【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】**  
5 番案件の所在地は、青木の宮町です。地目は畑で、地積 4 9 9 m<sup>2</sup>です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。  
現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。  
農地転用許可基準の立地基準については、1 0 h a 以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第 1 種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第 1 種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第 3 3 条第 4 号に規定すると考えられます。  
また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。  
以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6 番案件の所在地は上吉田の田端、ほか 4 筆です。地目は畑で、地積は計 3 8 1 m<sup>2</sup>です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。  
現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。  
農地転用許可基準の立地基準は、1 0 h a 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。  
また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。  
以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

7 番案件の所在地は、新堀の出口、ほか 2 筆です。地目は田で、地積は計 1, 4 4 6 m<sup>2</sup>です。  
譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は園庭で、契約の内容は所有権移転です。  
現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。  
農地転用許可基準の立地基準は、1 0 h a 未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第 2 種農地に該当すると考えられます。  
また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については、砂利敷きによる浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。  
以上のことから、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

8番案件の所在地は長岡の上耕地です。地目は畑で、地積は305㎡です。譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。  
5番 三芳野地区 栗原（一）委員 6番 坂戸地区 松永委員  
7番、8番 入西地区 齊藤委員  
（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委員 5番案件の申請地は、適正に管理されていました。譲渡人は自家消費分のみの耕作しかしていないため、農地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 6番案件の譲渡人は、申請地が変形の田で、水はけが悪く耕作に苦慮しているなどの理由から、土地を手放すことにしました。周辺には住宅地が広がり、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 7番案件の申請地は、周辺の開発に伴い、ここ数年、耕作は行われていませんでした。譲受人は保育園を経営する社会福祉法人で、園児のための園庭がないことから、隣地である申請地を譲り受け、園庭にする計画を立てました。周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 8番案件の譲渡人は、自宅前の農地以外では耕作を行っておらず、保全管理のみ行っている状況であったため、土地を手放すことにしました。小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 6番から8番までの説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第10号は許可相当と決定します。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議長 議案第11号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

事務局 1番案件の所在地は、紺屋の景台です。地目は畑で、地積は358㎡です。当初事業計画者及び継承者は議案に記載のとおりです。変更の概要は、事業の継承及び転用計画の変更で、転用目的は自己用住宅です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 三芳野地区 栗原（昇）委員

（申請地の写真をスクリーンに映して説明）

委員 1番案件の譲渡人は、昭和50年、農地法第5条許可により、申請地を譲り受け、住宅建築を計画しましたが、同時期に分譲住宅の抽選に当たったため、そこに家を建築することとし、申請地では農業を行っていました。譲受人は、現在市外に住んでいますが、坂戸市内に家族が住んでおり、行き来が容易になるため、申請地を選定し譲り受けることになりました。

周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられるため、小委員会では計画の変更はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑等はございますか。

議長 ないようですので、採決を行います。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請は、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。議案第11号は許可相当と決定します。

議案第12号 農用地利用集積計画（案）について

議長 議案第12号 農用地利用集積計画（案）について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

3月分の農用地利用権設定申出は、新規の一般分が8件、19筆で、面積は17,553㎡です。農地中間管理事業分は、8件、24筆、面積は9,537㎡です。合意解約は、一般分が5筆、4,164㎡で、農地中間管理事業分は、利用配分計画の借主変更に伴う解約分2件、4筆で、面積は4,951.84㎡です。

令和4年4月1日設定後の利用集積面積の算出に際しては、農地中間管理事業分8件の契約始期が6月1日であるため、今回は算入せず、1月に農地中間管理事業分として決定した2件の契約始期が4月1日のため、今回算入しました。合意解約分については、農地中間管理事業分が公社からの転貸分のため、解約面積から除いて差し引き、合計3,038,325㎡となります。

各申出状況は、別紙のとおりであり、いずれの申出とも借受人の経営面積、従事日数等は農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

議長 ご質疑等がございますか。  
ないようですので、採決を行います。  
農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり決定します。

議案第13号 農地利利用配分計画(案)に対する意見について

議長 議案第13号 農地利利用配分計画(案)について審議します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農地利利用配分計画(案)により説明】

農林公社が借り受けた農地を配分計画により借り受けるのは、個人の方と川越市の法人、秩父市の法人です。個人の方は1筆994㎡、川越市の法人は4筆、4,951.84㎡、秩父市の法人は24筆、9,537㎡で計15,482.84㎡です。詳細については、資料のとおりです。これに対し坂戸市長から意見を求められましたので、ご審議をお願いします。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。  
議案第13号 農地利利用配分計画(案)に対する意見は、意見なしと決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。  
よって、議案第13号は、意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第3号 専決処分の報告について

議長 報告第3号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の届出4件、第4条の農地転用届出1件、第5条の農地転用届出5件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等がございますか。  
(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第3回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年3月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員